

平成27年産米 取組方針について

(平成26年12月24日神戸市農業活性化協議会承認事項)

1 方針

国の制度を活用するだけでなく、農業者の営農意欲を反映した規模拡大を尊重して、競争力の向上、水田農業の活性化を図る。

- (1) 生産数量目標の範囲内で主食用水稻を生産する農業者は、加工用米・飼料用米等の転作作物の作付け拡大を図る。
- (2) 独自の販売戦略をとる農業者や山田錦の生産者は、数量目標にとらわれず、積極的に規模拡大を進める。

2 数量目標の配分・調整方法

- (1) 26年産米と同様に、地区別、集落別、農業者別に数量目標を配分するものとする。
- (2) 米の直接支払交付金の申請をしないこと（数量目標を超えて主食用水稻を作付けること）を表明している農業者にも一律に当初配分を行う。
- (3) 当初配分後の地区間、集落間、農業者間の調整も前年産と同様とするが、数量目標を超えて作付けすることを表明している農業者については、調整は行わないものとする。
- (4) 自らの経営判断により数量目標を超えて主食用水稻を作付けする農業者の意向を尊重する。